

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【公開番号】特開2018-37087(P2018-37087A)

【公開日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2017-166572(P2017-166572)

【国際特許分類】

G 06 F 40/171 (2020.01)

G 06 F 3/0488 (2013.01)

G 06 F 40/14 (2020.01)

【F I】

G 06 F 17/24 6 2 0

G 06 F 3/0488 1 3 0

G 06 F 17/22 6 4 7

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月18日(2020.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータによって実行されるコンピュータ実装方法であって、
第1の文書のページまたは入力領域を特定するフォーム識別子を生成し、
前記第1の文書の前記入力領域に対するロケーションおよびフィールド・タイプを生成し、
前記ロケーションおよび前記フィールド・タイプを前記フォーム識別子と関連付けて前記ロケーション、前記フィールド・タイプ、および前記フォーム識別子を前記第1の文書のメタデータ・ストリームに格納し、
前記フォーム識別子から変換した視覚的に表示された識別子を有する第2の文書を前記第1の文書から再製することを含む方法。

【請求項2】

前記第1の文書は複数の入力領域を含んでおり、前記複数の入力領域は複数種類の入力領域を含んでいる、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記複数種類の入力領域は署名領域を含んでいる、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記フォーム識別子、前記ロケーション、および前記フィールド・タイプを、構造化された文書フォーマットで前記第1の文書の前記メタデータ・ストリームに格納する、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記構造化された文書フォーマットはルート要素と前記ルート要素の中にネストされた複数のサブ要素とを含んでおり、

前記フォーム識別子、前記ロケーション、および前記フィールド・タイプを前記サブ要素に格納する、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記フォーム識別子を前記サブ要素の1つの属性に格納する、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記構造化された文書フォーマットはXMLフォーマットを含んでいる、請求項4に記載の方法。

【請求項8】

前記文書の前記メタデータ・ストリームは前記文書のファイル・フォーマットとは独立したメタデータ・フォーマットである、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記メタデータ・フォーマットはXPMフォーマットである、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記視覚的に表示された識別子は、バーコード、ドット・コード、およびQRコード（登録商標）からなる群から選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

前記第1の文書の前記入力領域に対するディメンションをさらに生成する、請求項1に記載の方法。

【請求項12】

手書き装置に電気的に接続されたコンピュータによって実行されるコンピュータ実装方法であって、

文書の視覚的に表示された識別子から変換したフォーム識別子を、前記フォーム識別子が前記文書の入力領域に対するロケーションおよびフィールド・タイプと関連付けられているとともに前記フォーム識別子、前記ロケーション、および前記フィールド・タイプが前記文書のメタデータ・ストリームに格納された状態で、前記手書き装置から取得し、

前記手書き装置から手書きの位置信号を取得し、

前記フォーム識別子、前記ロケーション、および前記フィールド・タイプに基づいて前記手書きの前記位置信号を前記入力領域と関連付けることを含む方法。

【請求項13】

前記入力領域に対する前記フィールド・タイプに少なくとも部分的にに基づいて前記手書きをデータ・タイプに変換することをさらに含む、請求項1_2に記載の方法。

【請求項14】

前記手書きはペン座標データを含んでいる、請求項1_2に記載の方法。

【請求項15】

前記手書きはさらに生体データを含んでいる、請求項1_4に記載の方法。

【請求項16】

メタデータをXPMフォーマットで前記メタデータ・ストリームに格納する、請求項1_2に記載の方法。

【請求項17】

前記文書の前記メタデータ・ストリームはさらに前記文書の前記入力領域に対するディメンションを含んでいる、請求項1_2に記載の方法。

【請求項18】

前記位置信号は一連のポイント・ロケーションを含んでいる、請求項1_2に記載の方法。

【請求項19】

前記手書きの前記位置信号を前記入力領域と関連付けることは、前記ポイント・ロケーションが前記入力領域内にあるかどうかを判定することを含む、請求項1_8に記載の方法。

【請求項20】

前記手書きの前記位置信号を前記入力領域と関連付けることは、前記ポイント・ロケーションが前記入力領域のブリード・マージン内にあるかどうかを判定することを含む、請求項1_8に記載の方法。

【請求項21】

前記手書きの前記位置信号を前記入力領域と関連付けることは、ストロークの最初のダウン・ポイントが前記入力領域内にあるかどうかを判定することを含む、請求項1_8に記載の方法。

【請求項 2_2】

システムであって、

第1の文書のページまたは入力領域を特定するフォーム識別子を生成し、

前記第1の文書の前記入力領域のロケーションおよびフィールド・タイプを生成し、

前記ロケーションおよび前記フィールド・タイプを前記フォーム識別子と関連付けて前記ロケーション、前記フィールド・タイプ、および前記フォーム識別子を前記第1の文書のメタデータ・ストリームに格納し、

前記フォーム識別子から変換した視覚的に表示された識別子を有する第2の文書を前記第1の文書から再製する、

ステップを実行するようにプログラムされるコンピューティング装置と、

手書き装置と、

前記第2の文書の視覚的に表示された識別子から変換したフォーム識別子を、前記フォーム識別子が前記第2の文書の前記入力領域に対する前記ロケーションおよび前記フィールド・タイプと関連付けられるとともに前記フォーム識別子、前記ロケーション、および前記フィールド・タイプが前記第2の文書のメタデータ・ストリームに格納された状態で、前記手書き装置から取得し、

前記手書き装置から手書きの位置信号を取得し、

前記フォーム識別子、前記ロケーション、および前記フィールド・タイプに基づいて前記手書きの前記位置信号を前記入力領域と関連付ける、

ステップを実行するようにプログラムされるクライアント・コンピューティング装置とを備えるシステム。